

二十五歳未満者飲酒禁止法制定運動

「小塩完次・とよ子の禁酒運動の歩み」の編集者の筆者が部分転載します。

日本禁酒同盟 事務局長小塩立吉

1922(大正 11)年に「二十歳未成年歳飲酒禁止法」が制定され、その立役者民政党の茨城二区選出の根本正代議士との交流を通して、憲政の場での活躍に心を動かされ故郷長野県から立候補を志すようになった。

根本正代議士は、理想選挙を貫いておられ、1898(明治 31)年第 5 回総選挙以来代議士立憲政友会に所属し、すでに 1900(明治 33)年に同法の第一回提出を行い、紆余曲折の末 1922(大正 11)年 4 月 4 日に成立した。一方、外に 1920(大正 9)年 5 月 10 日の第 14 回総選挙で新潟二区から当選した立憲民政党の長尾半平代議士は同じく禁酒運動推進者であり、後に東京女子大副学長、禁酒同盟の理事長をされた。

一般にまさか成立することは無かろうとの見方もあった「二十歳未成年歳飲酒禁止法」が制定されるに及んで、全国の酒造業者は危機感を持った。そこで、1924(大正 13)年 5 月 10 日の第 15 回衆議院選挙に際し、禁酒運動主導者を追い落とすため全国的に猛烈な運動を展開した。茨城二区では根本正代議士が落選した。

1927(昭和 2)年に次の二十五歳未満者飲酒禁止法期成同盟会が結成され、衆議院を通過した。そこで 1932(S7)には、特に新潟県第二区では、立憲民政党の長尾半平氏を追い落とすため、立憲政友会二候補に対し猛烈な支援を行い、その結果は次点となり落選した。同氏は潔く以後再び立候補することはなかった。

これらの結果、二十五歳未満者飲酒禁止法の制定に向けての運動の国会での足場を失うこととなった。以後衆議院での通過を見ることはなかった。

1926(T15,S 元) 新潟二区 長尾半平最高点で当選。二十五歳未満者飲酒禁止法期成同盟会が結成。

1927(S2) 二十五歳未満者飲酒禁止法 衆議院で通過。

1932(S7) 第 18 回衆議院選挙で酒造業界が危機感を持ち新潟二区に立憲民政党二候補に対し、金権候補を立て長尾半平追い落としを図り落選。他の同法支持代議士も落選した。



25 歳禁酒法期成同盟の講演会ポスター 昭和初期。

